

## 松原公園周辺における歴史と文化を活かしたまちづくり懇話会設置要綱

## (設置)

第1条 佐賀市の中心市街地に位置し、歴史的・文化的エリアである、徴古館、佐嘉神社、松原神社及びその周辺（以下「松原公園周辺」という。）のまちづくりについて、市民、関係団体、行政等が多様な観点から意見交換を行い、松原公園周辺の将来像としてとりまとめるため、松原公園周辺における歴史と文化を活かしたまちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 懇話会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松原公園周辺の将来像に関する事項
- (2) 松原公園周辺における事業展開に関する事項
- (3) その他、松原公園周辺のまちづくりに当たり必要な事項

## (組織)

第3条 懇話会は、15名以内の委員で組織する。

- 2 懇話会の委員は、学識経験者、市民、関係団体の代表者等で構成する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 懇話会に座長を置く。座長は、懇話会の会議を総理する。

## (会議)

第4条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が召集する。

- 2 懇話会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

## (幹事会)

第5条 第2条に掲げる事項について、より詳細な協議検討を行うため、懇話会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、懇話会の座長が指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会の長は、企画調整部歴史・世界遺産課長とする。
- 4 幹事会は、必要に応じて事務局が招集する。
- 5 幹事会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 懇話会及び幹事会の事務局は、企画調整部歴史・世界遺産課に置く。

- 2 事務局は、懇話会及び幹事会の庶務を所掌する。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年7月9日から施行する。